

6 . 転出願

僧侶が、他の宗派に転じようとするときは、総局の許可を得なければなりません。 [僧侶規程11]

総局は、転出の許可を与えたときは、度牒を返納させ、僧籍台帳の登録を抹消します。 [僧侶規程12]

申請者 本人

添付書類 度牒 [僧侶規程12]

〔註〕度牒を紛失している場合は、『度牒再交付申請書』を同時に提出
します。

転入宗派への手続き

転入しようとする宗派に転入願を提出して、許可を得なければなりません。 [真宗各派協約15]